## 金融商品仲介業者の商号等の明示

(金融商品取引法第66条の11)

金融商品取引法に基づき、あらかじめお客様に以下の事項について明示いたします。

金融商品仲介業者の商号 ネオライフインベストメント株式会社 登録番号 東海財務局長(金仲)第 194 号

【お客様相談窓口】 Tel:052-269-1136

- ◇ 弊社は、所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。
- ◇ 弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から 金銭又は有価証券の預託を受けることはありません。
- ◇ お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額又は手数料等は、お取引なさる 所属金融商品取引業者等により異なる場合があります。
- ◇ お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等については、個別の取引毎に ご説明いたします。
- ◇ 弊社が委託を受けている所属金融商品取引業者等は、以下に掲げるとおりです。

## 所属金融商品取引業者等

アイザワ証券株式会社 関東財務局長(金商)第 3283 号加入協会 日本証券業協会

- 一般社団法人 日本投資顧問業協会
- 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

## 【お客様相談課】

電話:0120-138-299 (電子メールアドレス):privacy@aizawa.co.jp

受付時間:平日8:30~17:00(除く土日祝日)

PWM日本証券株式会社 関東財務局長(金商)第 50 号加入協会 日本証券業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会